

大阪市告示第733号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年6月1日（日）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年6月10日（火）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年6月11日（水）から 同月12日（木）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年6月13日（金）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年6月15日（日）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年6月17日（火）から 同月20日（金）まで	
	令和7年6月21日（土）	午後8時から 午後9時まで
	令和7年6月22日（日）から 同月24日（火）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年6月25日（水）	午前7時30分から 午後9時まで

	令和7年6月28日（土）から 同月29日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
大阪市中央体育館	令和7年6月9日（月）	午前8時30分から
第2体育場	令和7年6月14日（土）	午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）